

生活福祉資金特例貸付（再貸付）に関する質問と回答について

令和3年2月18日時点

Q 1 申請方法を教えてください。

A 1 様式を市社協ホームページよりダウンロードし、A 4 片面に印刷したうえでお住いの区社会福祉協議会に送付してください。ダウンロードや印刷が難しい方は区社会福祉協議会にお電話ください。

Q 2 申請のために必要な書類を教えてください。

A 2 ①総合支援資金特例貸付（再貸付）申込書

②借用書（再貸付）

③相談受付・申込票（再貸付）

上記のほか、

※ 氏名に変更がある方…新しい住民票、住所・氏名等変更届、印鑑登録証明書

※ 居住地（住所）や世帯（家族構成）に変更がある方…新しい住民票、住所・氏名等変更届

※ 振込口座を変更する方…通帳もしくはキャッシュカードのコピー

※ 申請時に提出した身分証明書（在留カードなど）の有効期間が切れている方…更新後の書類が必要です。

①～③以外の書類は状況により異なりますので、氏名や住所を変更された方は、申請前に区社会福祉協議会にご確認ください。

Q 3 審査にはどれくらい時間がかかりますか？

A 3 貸付の審査決定は神奈川県社会福祉協議会で行われます。

受付開始後、早めのご相談・申請をお願いします。

Q 4 借り受けたお金の返済方法はどのようになりますか？

A 4 借受の1年後から返済開始となり、10年間で返済していただきます。

Q 5 償還免除はありますか？

A 5 「なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」が償還免除の対象となります（要件等は現在、厚生労働省で検討中です）。

Q 6 総合支援資金（延長申請）と再貸付を同時に申請することは可能ですか？

A 6 できません。延長申請を優先して申請してください。なお、延長申請と再貸付の借入期間の重複はできません。

Q 7 総合支援資金は3月末までに終了しますが、緊急小口資金はまだ申請しておらずこれから申請予定です。緊急小口資金と再貸付との同時申請は可能ですか？

A 7 可能です。しかし、同時申請されても、緊急小口資金を先に審査します。

Q 8 再貸付の借入期間はいつですか？

A 8 ご世帯の貸付状況によりますが、借入開始月は令和3年2～4月のいずれかです。借入期間3か月をご希望の方は借用書の借入期間に令和3年2月～4月、3月～5月、4月～6月のいずれかをご記入ください。

なお、3か月の借入は必須ではなく、必要に応じて1か月もしくは2か月のみの申請も可能です。